

厚生文教委員会報告書

令和2年5月15日

備前市議会議長 立川 茂 殿

委員長 中西 裕 康

令和2年5月15日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第41号 令和2年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第42号 備前市国民健康保険条例及び備前市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第42号の審査	2
議案第41号の審査	5
閉会	6

厚生文教委員会記録

招集日時	令和2年5月15日（金）	第4回臨時会休憩中			
開議・閉議	午前9時57分	開会	～	午前10時22分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第4回臨時会）の開催			
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長	青山孝樹	
	委員	橋本逸夫		守井秀龍	
		星野和也		西上徳一	
		森本洋子			
欠席委員		なし			
遅参委員		なし			
早退委員		なし			
列席者等	議長	立川 茂			
傍聴者	議員	掛谷 繁	尾川直行	石原和人	
		田口豊作	藪内 靖		
	報道関係	なし			
	一般傍聴	なし			
説明員	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	眞野なぎさ	保健課長	森 優	
審査記録	次のとおり				

午前9時57分 開会

○中西委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

***** 議案第42号の審査 *****

議案番号は前後しますが、まず議案第42号備前市国民健康保険条例及び備前市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

本案についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○守井委員 新型コロナに対応ということなんですけど、他市の状況はどんなんでしょうか。

○森保健課長 県下の他市の状況なんですけれども、全ての市において5月の臨時議会か6月の定例で上程するというようになっております。

○守井委員 既に決定されたところはあるんですか。

○森保健課長 まだ決定したところはないです。

○守井委員 ということは、備前市が最初のコロナ対策の傷病手当ということになるんでしょうか。

○森保健課長 備前市と同じように、5月の臨時議会に上程する市もあります。その日程によってちょっと変わってくると思います。

○守井委員 それで、これは新型コロナに対応してというようなことになっただけなんですけど、従来の傷病手当はどんな状況なんですかね。それとの違いというか、従来から傷病手当っていうのは支給されていたと思うんです。その条件とこの新型コロナとの対応の違いは何かあるんでしょうか。

○森保健課長 国民健康保険では、傷病手当というのが今回コロナウイルスで整備するのが初めてで、今までは傷病手当金の給付というのはありませんでした。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員としての発言を希望いたしますので、委員長の職務を交代いたします。

〔委員長交代〕

○青山副委員長 それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○中西委員長 それでは、まず第8条のところでお伺いをしたいんですが、ここで傷病手当金という名前が出てきますが、私は国民健康保険の保険給付の中では絶対的必要給付、相対的必要給付、そして任意的な必要給付、この任意の中に傷病手当金が入るものだと思っています。それは各自治体の条例の中で定めることができるということになっているわけなんですけども、全国的にもこういった傷病手当金が支給されている市町村があるのかどうなのか、1つ。

2つ目は、コロナに限ってではありますが、私は備前市の国保の中では初めてじゃないかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

3番目は、国保というのは社会保険や健康保険などいろんな保険に入ると、その保険に入っている人以外を国民皆保険とするがゆえに国保というところでひっくるめてまとめたところ、だから事業所に勤めている人以外を全部そうしてしまっただけで、しかし、中には小さい、事業所と言えないような事業所もある、また年金の支給を受けている人も国保の中に入ってくる、それから私どものような議員の特別職みたいな人も国保に入る、いろんな形態の人たちがいるわけですけども、その中で、この8条の1行目「給与等（第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき」、これが恐らく今言った雑多な国保に入っている人たちの中での傷病手当金をもらうべき人の対象がここの中にあるんじゃないかと思うわけです。例えば、私も国保ですけども、私がもしコロナになったら、私は請求できるのかどうなのか。多分私はできないだろうと思う。報酬が支払われているということになってくると、私はいただけない。あるいは、魚屋のおじちゃんがおばあちゃんを1人使ってやっている、おじちゃんは事業主でおばあちゃんが働いている、この魚屋のおじさん、おばあさん、これはもらえるのか。あるいは、年金をもらっている人は傷病手当がもらえるのか。ここでの対象者はどうなるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○森保健課長 まず、1点目の全国的にあるのかということなんですけども、いろいろ調べてはみたんですけども、国民健康保険での傷病手当の給付の決まりを整備しているところはなかったように思います。

それから、2点目で、備前市では初めてではないかということなんですけど、今回任意給付として整備するのは初めてになります。

それから、3番目の対象者なんですけれども、まず対象者は8条に書いておられます給与等とは給料とか賃金などの性質を有するいわゆる給料をいただいている方が対象となります。給与等の支給を受けている方はその支給等によって生計を立てられておられて、その給与等の支給が受けられなくなったときに生活なんかで困ることがあるんじゃないかということで、その方々を救う措置として規定するもので、例えば先ほど例に出していただきました魚屋のおじさんがおばあちゃんを雇っているという場合なんですけれども、従業員のとおばあちゃんについては対象となりますけれども、事業主の魚屋のおじさんはこの対象にはなりません。おばあちゃんの過去3カ月の給与に対して従事日数で1日当たりの費用を出しまして、その3分の2を支給することになります。例えば議員さんなんかであれば、その議員さんの制度として休まれたときに何らかの手当が出るということであれば、そちらが出ますので、傷病手当は支給はされなくなると思います。年金の方についても、年金の方はどっかの事業所の被用者となっているわけではないので、対象とはなりません。

○中西委員長 となると、国民健康保険に加入している人全てが傷病手当金を受けられるという

ものではないと、大変限られた人たちになってくると思ってもよろしいですか。

○森保健課長 はい、お見込みのとおりでございます。

○中西委員長 今言われた対象となってくる人たちというのは国保の中では大体何人ぐらいが対象になるのでしょうか。

○森保健課長 詳しくは調べてないんですけれども、今回補正予算のほうでは一応3人ということで上げさせていただいております。

○中西委員長 2ページが一番最後の傷病手当金の額はということが書かれていますけども、次の3ページのところで、3カ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額、あと云々があるんですけど、健康保険の場合には3カ月間の標準報酬月額を算定すると、健康保険の場合はたしか4月、5月、6月の3カ月間の給与の平均で標準報酬月額を出していくということなんですけども、これはこの3カ月間というのは、今が5月ですから、この人の場合には傷病手当金の支給を始める日の属する月前ですよ。どうしてそういう健康保険とは違うような形になるのでしょうか。

○青山副委員長 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○青山副委員長 再開いたします。

○中西委員長 第10条の2項で事業所の事業主から徴収するということになっていますが、ここが先ほどの掛谷議員の質疑の答弁では事業主が払うべきとするところ市が立てかえ払いをすることができるという考え方の中でこういう規定になるんだという御説明だったんですけど、社会保険というのは労働者がいて事業主がいて国の補助金がちょろっと入ってくると。国保の場合には市民が対象で事業主というのは私は備前市に当たるものだというのが、それで国の補助金が入ってくる、これが備前市の国保の会計なわけです。先ほどのおじちゃんが経営している魚屋が事業主として何か特別な保険料を払っているわけじゃなくて、この人の所得に応じて払うべきものを国保税として払っているだけで、この雇用している人が給料を払っているとしてもこのおばあさんの分をこの魚屋のおじさんが払わなければいけないかと。それは本来ならば、保険ということを先に考えてみたら、備前市がそれは担うべき保険者として支払うべきものではないかと思うんですけども、備前市がそれは立てかえ払いをして一切払わないんだという考え方が僕は理解ができないんです。だったら、健康保険の場合、事業者が払わなければならないとして、事業者がほんならその傷病手当金を全部事業所が払っているかというたらそうではなくて、健康保険財政の中で払っているわけですよ。国保だって給付の中身を見ているんな絶対的あるいは相対的必要給付の中でそれは全て保険給付の中でされているものではないかと。

○森保健課長 事業者が事業所の就業規則なんかで病気で休んだときに何割出しますよという規定がある場合はそちらを優先というか、そちらで給付をしてください、その足らずを備前市国保

が3分の2の範囲でしますというもので、事業者がそういうのを就業規程で決められておいて、その分を何らかの形で事業者が出せれないときは国保でその3分の2の範囲で支給をします。その中で、就業規則で事業所が決めている分については事業所が払うべきものなので、その分については市のほうがということですよ。

○**眞野保健福祉部長兼福祉事務所長** この条例はそもそも給与等の支払いを受けている被保険者ということが前提にありますので、備前市が事業主という考え方はまずもってないかなと思います。国保の中でも会社に勤めている人もいらっしゃるという判断だと思います。国保の中でも会社に勤めていて事業主から給料をもらっている人、会社という形じゃないかもしれませんが、給与をもらっている人が対象ということで考えていただくとわかりやすいのかなと思います。

○**青山副委員長** それでは、委員長の委員としての発言を終わりましたので、委員長の職務をかわります。

〔委員長交代〕

○**中西委員長** それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○**守井委員** 今対象者が3人じゃというような話をちょっとしたんですけれども、国保の中でこの就業対象者、働いている対象者の全体の数というのは大体概略でどのくらい考えられているのか。国保の中でも、全体で備前市の場合、千何人だろうと思うんですよ。その中で、たまには働いている人も中にはいると思うんですよ。そういう対象になりそうな人は何人おられるかというのはわかりますか。

○**森保健課長** 濟いません、ちょっと把握しておりません。わからないです。

○**中西委員長** だから、国保の加入者全員が対象ではないと、この傷病手当金はね。ごく限られた人たちになってくるということ。

○**守井委員** ちょっと確認なんじゃけど、国保の対象者は今何人おられるんでしょうか。

○**森保健課長** 国保の被保険者なんですけど、7, 653人です。

○**中西委員長** ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第42号の審査を終わります。

***** 議案第41号の審査 *****

続きまして、議案第41号令和2年度備前市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

本案についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

歳入歳出含めて一括でお願いいたします。

○守井委員 60万円で3人対象というようなことで、1人当たり20万円というようなことになるんですけど、どういう形の算定になるのか教えていただけたらと思います。

○森保健課長 令和元年9月30日時点の協会けんぽなんですけど、協会けんぽの被保険者の標準報酬月額が29万2,822円ということです。それを30日で割って、1日約1万円の3分の2ということでまず1日当たりを出しました。療養のために休んだ日数を30日と見まして、1人30日でそれを3人ということで計算しました。

○守井委員 備前市でコロナ患者が出ないことを願っておるから、この条例は出なかったら必要ない条例というような形になるんだろうと思うんですけど、そういう解釈でよろしいんですか。

○森保健課長 はい、そのとおりでございます。

○中西委員長 ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第41号の審査を終わります。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時22分 閉会